

J R 東海労申第 4 3 号
2 0 1 8 年 3 月 1 5 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

2018 年度賃金引き上げ、夏季手当等の再申し入れ

本日、会社は 2018 年度賃金引き上げおよび夏季手当について回答を行った。回答は 1,300 円の賃金引き上げと夏季手当 3.05 ヶ月分という低額なものであり、要求とは大きな隔たりがある。これでは現場で苦勞している組合員はもとより、現場で働く社員の気持ちを踏みにじるものである。

働き度ばかり上げられ、その働き度に見合っていない安い賃金では、組合員はもとより現場で汗して働く社員のモチベーションは下がる一方である。そのモチベーションを下げず、生活の質を維持・向上させるためには、賃金引き上げと夏季手当の満額回答を行う以外にない。

また、定期昇給における経過年数で基準昇給額の逡減という差別的な制度は、社員間の競争により協調性が失せ、安全に対して重大な問題が起きうることを危惧する。このような制度は早急に改善するべきである。

従って、2018 年度賃金引き上げ、夏季手当等について下記の通り再度申し入れる。早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

1. 賃金引き上げは回答を撤回し、基本給を一律 6,000 円引き上げること。
2. 定期昇給については、現等級経過年数による基準昇給額の減額を撤廃すること。又、基準昇給額を一律 1,500 円とし、乗数 4 の定期昇給を行うこと。
3. 2018 年度夏季手当は回答を撤回し、基準内賃金と補償措置額の 3.5 ヶ月分を支給すること。

以 上